○経済産業省告示第百九号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十四条の規定に基づき、認証の業務の一部を廃止する旨の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。

平成三十年五月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本文化用品安全試験所
二　廃止しようとする認証の業務の範囲　S（日用品）、T（医療安全用具）
三　廃止年月日　平成三十一年二月二十六日

○国土交通省告示第六百九十九号

増毛ヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　増毛町　北海道増毛郡増毛町弁天町三丁目六十一番地
二　空港の名称及び位置　増毛ヘリポート　北海道増毛町
三　供用廃止の予定期日　平成三十年六月一日

○国土交通省告示第七百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年五月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第S－83号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）	AN－606－H（Rw＝35dB）	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第S－84号	〃	BN－008－N（Rw＝31dB）	〃	〃
		6.5×19.4		

○東北地方整備局告示第百四十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、鳴瀬川水系善川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局北上川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

東北地方整備局長　津田　修一

○関東地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字深堀五六一一番一から同町鰍沢字深堀五五三七番三まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年五月三十一日

○関東地方整備局告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月三十一日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　五十二号	山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字深堀五六一一番一から同町鰍沢字深堀五五三七番三まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年六月一日

○四国地方整備局告示第五十二号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第二項の規定に基づき、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限のうち、同政令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限を除く区域を定めたので、公示する。

平成三十年五月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　(1)から(4)に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　高知市種崎浦ノ町の基準点（北緯三三度三〇分十五秒、東経一三三度三三分四七秒）から一六九度三一分四一・四二秒二七七・三四五メートルの地点
(2)　(1)に掲げる地点から三一六度十一分三六・五六秒一・八三三メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から二二五度五八分五九・十七秒五・五六四メートルの地点
(4)　(1)に掲げる地点から二二六度〇五分五九・五九秒五・五六三メートルの地点

二　(5)から(8)に掲げる地点を順次結んだ線及び(5)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(5)　高知市種崎浦ノ町の基準点（北緯三三度三〇分十五秒、東経一三三度三三分四七秒）から一四〇度二七分〇九・六〇秒四〇四・九三六メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から二五四度二三分三九・八五秒三・〇一一メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から一六二度三四分一五・四五秒〇・七七五メートルの地点
(8)　(5)に掲げる地点から一六三度一八分二七・七二秒〇・七九〇メートルの地点

三　(9)から(12)に掲げる地点を順次結んだ線及び(9)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(9)　高知市種崎浦ノ町の基準点（北緯三三度三〇分十五秒、東経一三三度三三分四七秒）から一二六度五一分五一・五三秒四六七・五一六メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から二五四度一八分二二・三一秒一・六二七メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から一六三度三七分三七・八六秒一・九三四メートルの地点
(12)　(9)に掲げる地点から一六四度三一分〇四・四九秒一・九七一メートルの地点